

課徴金の2件目の適用事例

制度調査部
金本 悠希

「見せ玉」も課徴金の対象とする方向で検討へ

【要約】

金融庁は、2006年2月15日に、インサイダー取引で課徴金納付命令決定を行った。2005年4月1日から証券取引法上の課徴金制度がスタートしてから、2件目の適用事例である。

課徴金は、行政上の措置であり、厳格な刑事裁判手続きより機動的な運用が期待されている。課徴金により証券取引法の規制の実効性が高まることが予想される。

今後注目される動きとして、金融庁は、証券会社によるものも含めて、「見せ玉」も課徴金の対象とすることで検討に入ったと伝えられている。

1. 適用事例

金融庁は、2006年2月15日に課徴金納付を命じる決定を行った。2月8日に行われたものにつき、今回が2件目である。

処分決定日	違反行為	事案の概要	課徴金額
2月8日	インサイダー取引	営業や経理等の業務に従事していた社員3名が、会社が業務提携を行うこと等について決定した事実を知りながら、その公表前に株式を購入	それぞれ 31万円(2名)、32万円
2月15日	インサイダー取引	当時業務の執行を統括する業務に従事していた社員が、会社が民事再生法の適用の申請を行うという情報を知りながら、その公表前に保有株を売却	72万円

(参照) 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/syouken/f-20060208-1.html>,
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/syouken/f-20060215-3.html>)

2. 課徴金とは

(1) 課徴金とは

課徴金とは、法令(この場合は証券取引法)違反の行為に対して、行政上の措置として、金銭的な負担を課すものである。証券取引法においては、2004年の改正で導入され、2005年4月1日より施行されている。

課徴金は、刑事罰の一種である罰金刑とも似ている。しかし、厳格な立証が求められる刑事裁判手



続きとは異なり、比較的簡易な行政上の手続きによって課されるという特徴がある。課徴金制度が機動的に運用されれば、より多くの違反行為の摘発が可能になり、証券取引法による規制の実効性が高まることが期待されている。

(2) 課徴金の対象となる違反行為と課される課徴金額

課徴金の対象とされている違反行為は、以下の行為と定められている。

インサイダー取引 相場操縦 風説の流布、偽計 有価証券届出書等の虚偽記載 有価証券報告書等の虚偽記載
--

対象となる違反行為と課される課徴金額については、横山淳「課徴金制度の細則案」(2004年12月17日付D I R制度調査部情報)に詳細な説明があるので、全般的な説明はそちらに譲る¹。ここでは今回の事例で問題となったインサイダー取引²の場合について、改めて説明する。

(3) インサイダー取引に対する課徴金

インサイダー取引規制の違反者に対して、内閣総理大臣(金融庁長官に委任)は所定の手続きに従って、課徴金納付を命じなければならない(証取法175条1項)。

「インサイダー取引規制の違反者」の具体的な範囲などは、基本的に通常のインサイダー取引規制(証取法166条1項3項)と同様であるが、次の点が異なっている(証取法175条1項)。

原則として、自己の計算において売買等を行ったものが対象 重要事実の公表日前6ヶ月以内の売買等が対象
--

課徴金額は、有価証券の売買等の価額と、重要事実が公表された後の価額との差額であり、法律上、以下の計算式で算出される(証取法175条1項5項)。

【売付け等の場合】

(売付価格 × 売付数量) - (重要事実公表日の翌日終値 (1) (2) × 売付数量)

【買付け等の場合】

(重要事実公表日の翌日終値 (1) (2) × 買付数量) - (買付価格 × 買付数量)

(1) 終値がない場合については、内閣府令で、原則として、重要事実の公表がされた日の翌日後における直近に証券取引所または証券業協会が公表した価格(非上場有価証券等の場合は、公表した価格に基づき合理的な方法により算出した価格)を用いるとしている。

(2) 公開買付け等関係者によるインサイダー取引の場合は、「公開買付け等の実施・中止に関する事実の公表日の翌日終値」を用いて計算する(証取法175条2項6項)。

¹横山淳「課徴金制度の細則案」(2004年12月17日付D I R制度調査部情報)が出された後、平成17年の改正により有価証券報告書等の虚偽記載についても課徴金の対象とされることになった。

²インサイダー取引規制の詳細は、堀内勇世「インサイダー取引規制の概要(2003.10)」(2003年10月23日付D I R制度調査部情報)、横山淳「インサイダー取引とネット開示のQ & A」(2004年2月25日付D I R制度調査部情報)「インサイダー取引、短期売買差益提供のQ & A」(2004年2月27日付D I R制度調査部情報)など参照。

(4) 本件事例への適用

本件では、地下開発会社の業務の執行を統括していた社員(当時)が、その職務に関し、同社が再生手続き開始の申立を行うことの決定をした事実を知り、その事実の公表前に株券 9,000 株を 207 万 1,000 円で売り付けたと認定されている。

そこで、課徴金の額は(3)から、

(売付価格 × 売付数量) - (重要事実公表日の翌日の終値 × 売付数量)

となり、重要事実公表日の翌日の当該会社の株価は 150 円であったことから、課徴金の額は、

207 万 1,000 円 - (150 円 × 9,000 株) = 721,000 円

課徴金額は 1 万円未満の端数を切り捨てるため、72 万円となる。

3 . 今後の動き

課徴金制度に関して、注目される今後の動きとして、大量注文を出して株価操作をする「見せ玉」についても、新たに課徴金の対象に含める法改正をする(2006 年通常国会提出予定の金融商品取引法(投資サービス法)に盛り込む)という動きが伝えられている(毎日新聞 2006 年 2 月 10 日など)。

「見せ玉」とは、大量の買い注文を出し、一部の売買が成立した時点で残りの買い注文を撤回し、同様の行為を繰り返して、株価をつり上げ、もともと保有していた株を高値で売り抜けたりする行為のことである。これは証券取引法で禁止されている相場操縦行為(証取法 159 条)に該当する可能性がある。

「見せ玉」は個人投資家のインターネット取引で急増していると言われており、金融庁などは警戒感を強めている。報道によれば、金融庁は、証券会社の自己売買での見せ玉についても課徴金の対象とする方向で検討しているという。